

糸島市消防本部からのお知らせ



ンを購入するとき のお願い!!

容器が消防法に適合しているか

- 法令に適合した容器でなければガソリンを入れることは できません!(灯油用の容器にガソリンを入れることはで きません)
- 車両による容器の運搬を行う場合は、金属製容器(最大 容積22次までのもの)とする必要があります!

使用目的や購入数量について

購入するガソリンの使用目的等について聞かれる場合が ありますが、ご協力お願いします。

身分証明書による本人確認について

ガソリンの購入に際し、本人確認ができる身分証明書に よる確認を行う場合があります、ご協力お願いします。

ご協力をお願いいたします。

なお、ガソリンスタンドによってはガソリンの容器への販売 を行っていないところもございます。

あらかじめ、ご確認の上購入するようお願いいたします。



お問い合わせ先 糸島市消防本部 予防課 予防係

Tel: 092-332-8026